

ふじみ野市告示第287号

建設工事の一般競争入札（事後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及びふじみ野市契約規則（平成17年ふじみ野市規則第60号）第2条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

なお、この公告に記載のない事項については、ふじみ野市建設工事等請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱（平成19年ふじみ野市告示第54号）の定めるところによるものとする。

平成28年11月7日

ふじみ野市長 高 畑 博

記

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 清見第2公園トイレ更新工事
- (2) 工事場所 ふじみ野市清見四丁目地内
- (3) 工事期間 契約締結日から平成29年3月10日まで
- (4) 工事概要

ア 工事種別	建築一式工事
イ 内 容	既存トイレ撤去工 1基
	新規トイレ設置工 1基
	付帯設備工 1式
	園路広場工 1式

- (5) 設 計 額 14,630,000円（消費税及び地方消費税抜き）

(6) 入札手続の方法

本工事は、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格申請書を提出すること。

平成28年11月8日（火）午前9時から

平成28年11月21日（月）午後4時まで

3 入札執行の日時等

(1) 入札書提出期間

平成28年11月22日（火）午前9時から

平成28年11月24日（木）午後4時まで

(2) 開札日時

平成28年11月25日（金）午前9時00分

4 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者は、次の資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 平成27・28年度ふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されており、建築一式工事又は土木一式工事への登録があること。
- (2) この公告の日現在、ふじみ野市内に本店又は契約締結権限を有する代理人を置く支店等を有し、開札日現在有効な経営規模等評価結果通知書における建築一式工事又は土木一式工事の総合評定値が990点以下であること。
- (3) 次のアからエまでのすべての条件を満たす者であること。
 - ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ この公告の日から落札決定までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - ウ この公告の日から落札決定までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続開始の決定を受けている場合を除く。
- (4) 次のアからウまでのすべての完成実績等を有する者であること。
 - ア 過去10年間（平成18年度から平成27年度まで）に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する建築一式工事又は土木一式工事の元請としての完成実績があること。完成実績については、ふじみ野市と契約締結権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。
 - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建築工事業又は土木工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。
 - ウ 工事の施工に当たり建設業法第26条に基づく技術者を配置できること。
なお、配置する技術者は建築一式工事又は土木一式工事の施工実績を有し、参加申請日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。

6 入札参加資格の有無の確認

入札参加資格の有無の確認は、ふじみ野市建設工事等請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき入札執行後に行う。

7 設計図書等

設計図書及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち入札情報公開システムにより公開する。

公開日 平成28年11月7日（月）

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問があるときは、電子入札システムにより質疑書を提出すること。

(1) 提出期限

この公告の日から平成28年11月18日（金）午後4時まで

(2) 質問に対する回答

平成28年11月14日（月）から電子入札システム上で公開する。

9 最低制限価格制度

設定する。

10 入札保証金

免除とする。

11 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第53号）の定めるところにより、市議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、市議会の可決後に本契約を締結する。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、ふじみ野市は、一切の責任を負わない。

12 契約保証金

(1) 落札者は、契約保証金納付期間内に契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金をふじみ野市都市政策部公園緑地課に納付しなければならない。

(2) ふじみ野市契約規則第22条第1号の規定により、保険会社との間にふじみ野市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したことにより契約保証金の納付の免除を受けようとする者は、契約保証金納付期間内に当該保険証券をふじみ野市都市政策部公園緑地課に提出しなければならない。

(3) ふじみ野市契約規則第22条第2号の規定により、保険会社との間にふじみ野市を債権者とする公共工事履行保証契約を締結したことにより契約保証金の納付の免除を受けようとする者は、契約保証金納付期間内に当該保証証券をふじみ野市都市政策部公園緑地課に提出しなければならない。

(4) ふじみ野市契約規則第22条第3号の規定により、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする建築一式工事又は土木一式工事請負契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことにより、契約保証金の納付の免除を受けようとする者は、契約保証金納付期間内に当該請負契約書の写し及び工事完成結果通知書等履行を証明するものの写しをふじみ野市都市政策部公園緑地課に提出しなければならない。

13 支払条件

(1) 前金払 有り

(2) 前払金の支払い条件は次のとおりとする。

ア 前金払いする額は、請負代金額の10分の4以内（限度額2億円）とし
請求金額は、10万円単位とする。

イ 前払金の請求手続は、ふじみ野市建設工事請負契約約款第34条の定め
るところによる。

(3) 部分払 無し

1.4 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載する金額に当該金額の100分の8
に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等
にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望
金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 添付書類

電子入札システムによる入札書提出の際に、入札金額見積内訳書を添付す
ること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内す
る。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札辞退

入札参加者は、入札参加申請後であっても電子入札システムより入札を辞
退することができる。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭
和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) 電子くじ

落札者となるべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札シ
ステムにより電子くじを実施して落札候補者を決定する。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 競争入札参加資格確認申請書を提出しない者がした入札

ウ 参加資格審査のために市長が行う指示に落札候補者が従わないときにお
ける当該落札候補者がした入札

エ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

オ 入札金額見積内訳書の提出のない者又は不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

カ 談合その他不正行為があったと認められる入札

キ 虚偽の競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札

ク その他公告に示す事項に反した者がした入札及びふじみ野市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札

1.5 落札者の決定

(1) 開札において、予定価格以下で、最低制限価格以上の有効な最低価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を確認するため、落札決定を保留する。落札候補者になった者に対しては、ファクシミリ又は電話によりその旨を連絡する。

(3) 落札候補者決定後、当該落札候補者について入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定する。

(4) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないときは、次順位者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで同様の入札参加資格の確認を行う。

1.6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格確認手続

落札候補者は、入札参加資格確認のため、下記に示す書類を提出しなければならない。なお、入札参加資格確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

(2) 提出書類

落札候補者が提出しなければならない書類は、電子入札システム内の入札情報公開システムに掲示する。

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ ア及びイに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(3) 提出方法等

ア 提出先 ふじみ野市総務部契約・法務課へ持参すること

イ 提出期限 提出の指示をした日の翌日から起算して2日後（休日を除く。）

(4) 入札参加資格不適合通知等

ア 落札候補者が入札参加資格を有すると認められなかった場合は、入札参加資格不適合通知書を送付する。

イ 入札参加資格不適合通知書を受け取った者は、当該通知の日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）に、その理由について書面で説明を求め

ることができる。

ウ 落札候補者が提出期限までに入札参加資格審査のための書類を提出しないとき又は入札参加資格審査のための指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

1 7 その他

- (1) ふじみ野市公共工事等電子入札運用基準に基づいて入札に参加すること。
- (2) 提出された確認申請書類は、返却しない。
- (3) 落札者は、確認資料に記載された配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 入札参加者は入札後、この公告、契約規則、ふじみ野市建設工事等請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱、ふじみ野市公共工事等電子入札運用基準、設計図書等、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 8 問合せ先

- (1) 入札、契約等に関する問合せ

ふじみ野市総務部契約・法務課契約・検査係

電話番号 049-262-9010（直通）

- (2) 設計図書等の内容に関する問合せ

ふじみ野市都市政策部公園緑地課公園緑地係

電話番号 049-220-2067（直通）